

矢板市文化スポーツ複合施設指定管理業務委託に係る公募型プロポーザル 質問への回答 4

【令和 5 年 8 月 28 日掲載】

番号	資料名	頁	項目	質問事項	回答
4-1	仕様書	15	別紙 1 (1)利用料金	19,500 千円以上の収入が見込めれば 条例に定められた範囲内で利用料金 の変更提案は可能か？	別紙の記載は、指定管理料の算定に係る取扱いを示したものになります。 利用料金は指定管理者の収入とします。 指定管理料は、必要経費から利用料金を差し引いた額であり、記載の額はそのための参考値です。なお、明記しておりませんが、当然年あたりの額となります。 実際の利用料金の設定は、仕様書 4 ページ 6 (2)ア記載のとおりとなります。
4-2	仕様書	15	別紙 1 (1)利用料金	稼働率平日 20%、休日等 60%とあるが、割合の考え方は？ また、指定の利用料金収入が見込める場合、割合を下回することはできるか？	別紙の記載は、指定管理料の算定に係る取扱いを示したものになります。 稼働率は年間の総貸出し可能時間の割合を想定していますが、あくまでも利用料金収入の算定に係る参考稼働率であり、指定管理業務委託として義務付けを行う数値ではありません。
4-3	-		利用料金の考え方	仕様書に利用料金の收受方法やキャッシュレスの記載はないが、市の考え方は？	利用料金は指定管理者の収入としますので、券売機の設置、キャッシュレス対応等につきましては事業者の自由提案とします。 なお、市としてはできる限り現金の取扱いを減らし、キャッシュレスを推進したいと考えます。

4-4	-		導入備品	市で導入を予定している備品一覧は？	市が調達する備品一覧を市公式ウェブサイト上に掲載します。 調達一覧に記載がない備品であって施設の管理運営上必要なものについては、指定管理者と協議の上、令和5年度中に予算の範囲内で市が配備します。
-----	---	--	------	-------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------